

令和7年度 東京都児童相談所外部評価

児童相談センター(相談援助第二課)

評価講評作成シート

	令和8年 3月27日
評価者	横浜あかり法律事務所 弁護士 野口容子
評価者	特別区職員研修所 主査 坂入健二
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

※下記の1と2を中心に、評価項目評点とその根拠の概要の報告を行います。

1. 大項目（第I部～VII部）毎の論点の整理
2. 評価項目毎の評価ランク（第I部～VII部毎の一覧）

評価機関 : 株式会社 地域計画連合

評価シート

評価項目 および 判断基準		外部評価
第Ⅰ部 児童相談所の運営		
○組織体制		
評価項目	[No.1] 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
評価項目	[No.2] 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
評価項目	[No.3] 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
○職員の資質向上・業務改善		
評価項目	[No.4] 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
評価項目	[No.5] 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
○情報管理に関する事項		
評価項目	[No.6] 情報の取り扱いが適切に行われているか	A
評価項目	[No.7] 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
評価項目	[No.8] 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A
第Ⅰ部 児童相談所の組織 講評 【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】		
◆総評 ・児童相談センター(相談援助第二課)では、段階的な意思決定が組織的に定着している。具体的には、ブロック会議や援助方針会議等の各種進行管理会議が徹底されており、マニュアルに基づいた段階的な協議を経ることで、個人の経験則に頼らない「組織的な判断」がシステムとして機能していることは、一番にそして最も評価すべき点である。 ・当課は、令和7年度に区児相新設に伴い再編成されたことにより、管轄区域が2区と島しょ部となり、人口規模が国の基準を満たしている状態である。また、地域柄が、社会的養護につながることなく親子分離が図られるなどされており、措置件数も東京都の他児相と比較して少ないことが特色である。一方で、児童相談所業務の経験年数が少ない若手職員が多く、人材育成をしながら業務に取り組まれている。そのため、一部の中堅層のみに業務過多が生じていることも懸念される。 ・今年度より、各ブロック5～6人と少人数制を取ったことに伴い、ブロックごとの連帯感が強まりチームワークよく対応ができ、また連携が取りやすくなっており、職員一人一人の高い志と熱意も加味され児童相談所の機能が効果的に維持される取組みがなされているといえる。職員同士が声掛けをしたり、コミュニケーションがとれており、相談がしやすい環境がつけられている。職員一人当たりの対応件数が軽減されたことも加味されてか、一件一件丁寧に対応をする様子が見受けられた。また、新任職員に対しては、年に3回(7月・10月・3月)、育成会議を開催し、管理職や課長代理、チーフ、チューターで職員の成長や課題、抱えている不安等を共有すると共に、チューターの悩みを共有する工夫もみられている。さらに、フレックス制を導入し、児童福祉司及び児童心理司が約10名程度利用し、子育てをしながら働く環境を整えている。児童相談所業務の経験年数が少ない若手職員が、自身のライフワークバランスの指針の一つとなり得る試みとして評価できる。 ・中間層が抜け落ちた「歪な年齢構成」は、深刻な課題として多くの職員にも認識されている。このため、経験の浅い職員が組織の中核を担わざるを得ない一方で、指導的立場であるSVや管理職が不足しており、若手への丁寧な指導や人材育成が滞る懸念が挙げられている。また、少人数制のブロックは目が届きやすい反面、緊急対応が発生するとたちまち手薄になり、一部の経験ある職員への業務の偏りや、超過勤務の常態化を招きかねない点には注意が必要である。 ・また、児童福祉司と児童心理司の垣根が低く、特に児童心理司から積極的に活用を持ち掛け、そのノウハウを共有しており、その結果、子どもに対する充実した支援となっており評価できる。職場の環境として児童福祉司と児童心理司が同じフロアで働くことにより、連携して支援ができて環境といえる。職員一人当たりの利用スペースも確保されている。一方で、職員のコートなどを保管できるロッカーが執務室から離れている不便な場所にあるため、廊下に簡易的な保管スペースを設けていたり、給湯場所も人数のわりに狭小で昼休みには廊下にまで行列ができる状況であった。周辺に飲食店がなく多くの職員が所内で昼休憩をとることをふまえると、職員が働きやすい職場環境づくりの取組みは喫緊の課題である。さらに、待合スペースが広く開放感があったり、面接室の数も十分に確保されている一方で、エレベーターの数は2台であり、執務フロアへは内1台しか行かないため、特に出勤時間帯は1階に長蛇の列ができていない状況であり、改善が期待される。 ・業務量の多さゆえ、必要な記録が適時・適切に作成されていない状況が見受けられた。一時保護の司法審査が開始され、法的対応が必要となるケースも増えてくると思われる。既にAIを導入されているようであるが、要約や変換機能の精度が低いため見直しをしたり、記録作成業務を担う会計年度職員を増員などし、対処することが期待される。 ・人材の課題に対して、援助方針会議自体が重要なOJT(教育)の場として機能しており、若手職員が多い中で経験不足を補完する有効な手段となっている。また、少人数制のブロック運営により上司や他職種とのコミュニケーションが取りやすく、職員同士が互いに助け合い、一人で悩みを抱え込まずに安心・安全にケース対応を行える風土が醸成されている点が高く評価できる。一方、経験不足を補うための手厚い会議システムは、時として迅速かつ効率的な判断と相反する側面もあり、圧倒的な業務量に対して現場の自己犠牲で成り立っている状況が見受けられ、抜本的な人員確保と中堅層の育成が急務である。国の配置基準を満たすことは当然として、首都東京という多様で特殊な都市としての特性に見合った、こども家庭福祉の向上を実現できる職員配置基準を設けるべきである。この点については、相談援助第二課としての最大限の努力は評価できるものの、管理職を含む職員の犠牲の元に児童福祉行政が成り立っている現状を東京都の政策課題として捉え、早急かつ中長期的視点での改善への取組みを望む。		

○参考 評点の補足

【相談援助第二課 職員定数】[NO.1]

(令和8年度定数)児童福祉司 30名、児童心理司 15名

【心理職と福祉職の連携を図る取組み】[NO.5]

(心理のトリセツ)

- ・心理職を活用することでケースワークにどのような効果があるかということについて、新しく入職した職員が落ち着き始める6月頃に、「心理のトリセツ」ということで1時間程度時間をかけ、伝える機会を設けている。
- ・心理司と福祉司の間で率直に思っていることを伝え、コミュニケーションを頻繁にとり、心理をつけたかったら、または児童心理司が付くことが必要と考えたら、まず相談してもらえよう、常に伝えている。心理課長代理が、毎週ブロックごとにいろんな会議を巡回し、オーダーを出すようにアドバイスをすることもある。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価項目	[No.9] 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
評価項目	[No.10] 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	S
評価項目	[No.11] 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
評価項目	[No.12] 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

◆総評

- ・当課全体で子どもの権利擁護を重視する姿勢が定着している。子どもの年齢や理解度に合わせて「子どもの権利ノート」等のツール、あるいは個々の職員による手作りの心理教育のツールを使用して、分かりやすい説明を行う取組みがなされている。児童福祉司と児童心理司の早期からの協働体制が築かれており、意見表明等支援員のカも借りながら、子どもが自己決定できるよう支援している。援助方針会議等の場では、子どもの意向をしっかりと確認して記録に残し、方針に反映させることが徹底されており、組織として子どもの最善の利益を優先する仕組みが機能している点を高く評価できる。
- ・また、子どもの最善の利益とは何か、その時点のみならず先を見越した視点をもつような研修やOJTを通じてスキル向上を図っており、職員一人一人が地域や施設との関係性の持ち方に積極的な取組みを持つ視点を有するようになっており評価できる。特に、児童心理司が児童福祉司に対してもCAREプログラムの講座を開放し、20人を超える児童福祉司がこれに参加をするなど、子どもへの対応における専門的トレーニングを所内で率先して対応しており、今後相乗効果を期待したい。
- ・なお、援助方針会議に関する資料の様式については、より一層、子どもの意向を中心に作成されるよう、都においては、児相及び職員が利用しやすいように定型の様式に関しても子どもの権利擁護を意識したものにより作り替えられたい。
- ・一方、経験年数の浅い若手職員が多いため、子どもの内面に寄り添った専門的な面接スキルや意見聴取技術のさらなる向上が課題であり、職員は子どもの意見を十分に聞きたいという意識は高いものの、圧倒的な業務量や関係機関の時間的制約により、一人一人に丁寧に対応する時間を確保することが困難な状況にある。また、子どもの意向と安全確保等を優先した組織の判断が相反する場合、資源の限界も含めてどのように折り合いをつけ、子どもに説明して納得してもらうかという過程に難しさを感じている。
- ・本項目に関するヒアリングで、東京都児童相談所は長い歴史の中で、さまざまな事件や失敗、困難を乗り越えており、そこから紡いだマニュアルや国の指針の順守徹底は高く評価できるが、それが議論の余地のない正答となってしまう、平成28年児童福祉法改正の趣旨をはじめ、人間の人生に関わるソーシャルワーカーとしての価値や理念の入る余地が狭くなってしまうことの危惧を感じた。
- ・東京都の課題として、児童相談所と一時保護所が一部隣接していない問題が継続している。とりわけ、同じ敷地内で一時保護が行われていない子どもについては、子どもの意向を聞くために子どもに会いに行くことはできても、安心できる、信頼できる人、として子どもに認識してもらうことは難しい。ヒアリングをした職員から、同じ敷地内で一時保護ができない子どもとは、せめてビデオ通話を通して頻繁に会う等の工夫ができないか、という提言があり、一考に値する。一時保護された子どもが希望した時に直ちに職員と面談をすることができるよう、オンラインでの面接も検討されたい。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

評価項目	[No.13] 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
評価項目	[No.14] 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.15] 各種相談への対応が適切に行われている	A
評価項目	[No.16] 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A

○受理

評価項目	[No.17] 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
評価項目	[No.18] 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A

○子どもの安全確認・安全確保

評価項目	[No.19] 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
評価項目	[No.20] 一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行えているか	A

○調査・アセスメント

評価項目	[No.21] 必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	A
評価項目	[No.22] アセスメントが適切に行われているか	A

○援助方針の策定

評価項目	[No.23] 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
評価項目	[No.24] 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
評価項目	[No.25] 援助方針の内容は適切か	A
評価項目	[No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A

○在宅指導

評価項目	[No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
------	------------------------------------	---

○進行管理・援助方針等の見直し

評価項目	[No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
評価項目	[No.29] 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B

○管轄する児童相談所の変更

評価項目	[No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
------	-----------------------------------	---

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評
 【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定
 /在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】

◆総評

・当課では、通告受理から援助方針決定に至るプロセスにおいて、組織的な判断が徹底されている。虐待通告時には速やかに緊急受理会議を開催し、安全確認行動指針に基づき48時間以内の直接現認を目指すとともに、未現認の場合も安全確認会議を通じて漏れのない対応が図られている。さらに、各種進行管理会議やブロック会議、援助方針会議が適切な頻度で開催されており、個人の経験則に頼らず、組織全体でリスクを評価し方針を決定するシステムが確立している。警察や関係機関との連携も図られており、多忙な中でも職員間の協力と進行管理の徹底により、子どもの生命を最優先とした迅速な対応が維持されている点が高く評価できる。個別のケース会議のみならず、援助方針会議において様々な職員が意見を闊達に出し、多様な角度からの検討がされている。

・虐待ケースのみならず、各種相談への対応について、背景に親子関係の悪循環を見立て、家庭や地域に対する相談・援助を実施している。特に一時保護ケースでは28条申立に至ったケースでは長期化するものもあるが、それ以外の多くのケースが保護期間が3か月以内にとどまっており、速やかなケース進行がなされている。また、地域柄、子どもの所属も私立学校やインターナショナルスクールなど多様性がみられるものの、各文化等の違いを意識しながらも相互理解が深まるよう、丁寧に説明・対応等を行い、子どもの情報共有に繋げており評価できる。

・一方で、圧倒的な業務量と人員不足により、ケース対応の質にばらつきが生じている。特に若手職員が多く、拒否的な保護者への対応やアセスメントの深さ、調査技術において個人差が表れている。また、在宅指導ケースでは、一件一件丁寧な対応が見られたが、具体的な支援目標が不明確なまま長期化しやすく、多忙から進行管理が形式的になって実質的な支援策の構築に結びついていない懸念が現場から挙げられている。さらに、区市町村(こども家庭センター等)との連携において、役割分担の認識のズレや事案送致時の摩擦を感じるといった意見が見受けられ、相互理解を深めながら円滑な協働体制を築くことと、業務の標準化による質の底上げが急務である。今後、地域への移行が必要なケースにおいては、区市町村と連携強化をより一層図ることを期待したい。

・とりわけ、アセスメントについてはリスクアセスメントが中心となっておりストレングスやレジリエンスを含めた家族全体の強みを見出し強化する視点が重要であるが、傍聴した会議の中では提案者からも司会や助言者からもこの点について聞けなかったことが気がかりであった。

○参考 評点の補足

【非行相談や自殺・自傷等への対応における様々な連携】[NO.15]

(児童相談センター 治療指導課との連携)

・児童相談センター 治療指導課には、保護中の子どもの医療的サポートの相談枠が昨年から設けられている。自傷・他害の可能性のある子どもには、なるべく早く対応できる体制をつくろうと、遅くとも1週間内に対応ができるようにしている。担当の福祉司、心理司で相談対応を行い、治療指導課に子どもの症状を伝え、児相に理解が深く実績のある病院の紹介などの助言をドクターからもらうことができる。全児童相談所に開かれた仕組みであり、入院は、一時保護委託という位置づけで行われている。

(被害者感情の理解による再発防止)

・非行のケースで虐待も重なる場合、指導の優先度としては非行の逸脱行動の修正を行う。その際に、子どもがこの状態に至った端緒を推察し、心理司がその辛さを理解することも面接に組み込んでいる。そこで子どもが自分のトラウマを癒しながら、そこから他者感情を理解すること(被害者感情の理解)につなげることで、再発防止につなげようとしている。そうした非行ケースの扱いについても、心理司グループとして確立してきている。

(目黒区教育委員会主催の自殺対策協議会への参加)

・教育委員会主催の子供の自殺対策協議会会議に心理課長代理等が参加している。そこでは、子どもの問題だけにスポットを当てず、**子ども**の問題の裏には必ず家族の問題があるという視点を伝えている。学校経由の相談だけでなく、家族から直接子どもの心配ごとを児相と相談できるよう案内をしている。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進

○援助方針の策定に関する調整

評価項目	[No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
評価項目	[No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A

○社会的養護時における援助

評価項目	[No.33] 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A
評価項目	[No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
評価項目	[No.35] 保護者との交流が適切に行われているか	A
評価項目	[No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	A

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価項目	[No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
評価項目	[No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応している	A

○児童自立生活援助等

評価項目	[No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.41] 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
評価項目	[No.42] 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

◆総評

・「社会的養護児の進行管理」が定着しており、施設措置児童に対し定期的な進行管理会議を開催し、自立支援計画に反映する組織的な取り組みが行われている。また、フォスティング機関と協働し、里親の新規開拓に取組み、里親サロンの開催など家庭養護の推進に積極的に努めている。
・令和7年度より、フォスティング機関が入り連携してケース移行をしている途上であり、引き続き協働しながら家庭養護推進に向けて連携強化をしていくことを期待する。

・最も深刻な課題として、施設や里親の圧倒的な資源不足が挙げられる。子どもの特性や意向に合った委託先を選べず、空き枠を優先せざるを得ない現状への強い葛藤が現場から寄せられている。
・社会的養護が必要な児童について、必要な支援がなされており評価できる一方で、子ども一人一人に合った施設を選択する余地がない状況であり、都においては施設の拡充等の取組みを検討されたい。措置先がきまらないために、一時保護が長期化するケースもみられたり、乳児院満床により乳児が病院に一時保護委託される常態化の解消が期待される。兄弟ケースでは同じ施設に措置がされない事態も生じているが、やむを得ず兄弟分離になったとしても、頻回に面談ができるような支援体制が不可欠であり、里親や施設等と連携して子どもらの福祉に適う最善の取組みを期待したい。

・年3～4回行われる家庭復帰進行管理会議において、面会・通信制限が適切に対応されているか（保護者に施設が開示されているか）についても確認がなされており、保護者に対する不当な制限がないように意識がされており評価できる。

・多忙により施設や子どもへの訪問頻度や関わりに担当者間でばらつきが生じている。さらに、担当児童福祉司の短期間での異動や役割変更により、施設や里親との連携、子どもとの関係性がリセットされてしまい、継続的な支援の妨げになっている。また、18歳以降の自立生活援助等においても、成人施設等への繋ぎなど一時的な居場所確保に留まりがちであり、自立に向けた実質的で積極的な支援体制の構築が課題とされている。

・施設側からは一部厳しい指摘がある。事実確認や背景調査はできないが、人手不足や保護者との板挟みの中で多忙な業務を担う職員が、他機関連携の場面において、情報格差や措置決定を行う児童相談所という立場の優位性から慢心へとつながり、子どもと家族のウェルビーイングの実現という目標を見失うことがないよう願う。

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価項目	【No.44】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
------	---	---

○保護者に対する指導・支援

評価項目	【No.45】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	S
------	-------------------------------------	---

評価項目	【No.46】 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた指導・支援の方針を組織的に検討・判断しているか	A
------	--	---

第Ⅴ部 家族とのかかわり・家族への支援 講評

【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】

◆総評

・在宅指導中の保護者へのアンケート調査結果によると、担当職員の丁寧な対応や専門的知識に基づく支援が高く評価されている。保護者からは、「誠実で優しい対応」や「子どもと保護者双方への配慮」に対する感謝の声が多く寄せられている。具体的には、一人では解決困難な悩みに寄り添い、相談を通じて親子関係が良い方向へ進んだことや、事態を前向きに捉えるためのサポートが大きな支えとなっていることがうかがえる。また、来所時に他の家族と顔を合わせないように配慮するなど、プライバシー保護の取組みも好意的に受け止められており、保護者が安心して相談できる信頼関係が築かれているケースが多いことが確認できる。

・児童相談所職務経験年数が低い職員には、チーフや課長代理らが一緒に面接に立ち合うなどして保護者対応にあたるなどしており、保護者への理解を得るための工夫等がみられ評価できる。また、保護者への支援強化の取組みとして、親担当児童心理司による保護者アシスト面接を導入し、保護者自身の生育歴の振り返りや心情整理などの各種プログラムを実施することで、効果的な保護者支援が実現できている。

・一方で、保護者の心情に寄り添ったきめ細やかなフォローには課題も見られる。「本当に自分たちの辛さを理解しているのか」という不安や、助けが必要な時にすぐに相談できる関係性が築けていなかったという厳しい指摘が寄せられている。背景には、職員が多忙であることに加え、連絡手段が電話に限られていることによる「相談のしづらさ」がある。また、事務的な決定通知が保護者の不安を煽ってしまったケースや、担当職員によって対応の質に差があることも懸念されている。保護者の不安定な心情を支えるための丁寧なコミュニケーションと、連絡手段の多様化など相談しやすい環境づくりが課題と考える。

○参考 評点の補足

【保護者アシスト面接】[No.45]

(子どもは心理司、親は福祉司という意識の克服)

・「**保護者アシスト面接**」では、親にも担当心理司を付けて、親の成育歴からこれまでの育ち、養育に関して振り返って、親視点で子どもの養育を考える面接を行う。その他に、親の面接に心理司が同席して、子供の視点も伝えながら一緒に親をどう支えるかという視点で関わる場合もある。親支援のプログラムを色々提供しながら、養育のスキルなどを具体的に伝えている。親面接をメインにする場合には、子供の担当心理司とは別の心理司が親担当として関わっている。

(在宅指導に用いるツール作成の一例)

・「**親子交流の段階表**」: 親子分離から家庭生活までの六段階を捉え、スタート段階、土台づくりの段階、関係づくりの3つの段階、そしてゴールの段階を示している。段階ごとに、目標を設定しながら、心理面、子育て環境、親の状態、子どもの状態の4つの視点で、生活の場面に沿った振り返りのポイントを保護者の参考になるよう、具体的に示している。

・「**親子で生活するステップについて**」: 子どもにとって、安心で安全な親子関係を構築するための4つのステップを示すと同時に、ステップが常に前進するだけでなく、子どもの様子をみながら、ステップダウンすることなども伝えている。地域の支援機関との相談に活用することを想定している。

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携

○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

評価項目	[No.47] 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
------	------------------------------------	---

○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

評価項目	[No.48] 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
------	---	---

評価項目	[No.49] 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
------	---	---

○都道府県児童福祉審議会との連携

評価項目	[No.50] 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか	A
------	--	---

第Ⅵ部 区市町村や関係機関との連携 講評

【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/
都道府県児童福祉審議会との連携】

◆総評

・当課では、サテライトオフィス(連携拠点事業)の積極的な活用を通じて、区市町村の子供家庭支援センターと顔の見える関係づくりが進んでいる。具体的には、各ブロックのチーフが区市町村の会議へ参加したり、区市町村の虐待対応コーディネーター等を援助方針会議に受け入れたりするなど、日常的なコミュニケーションが図られている。また、島しょ部を含めた定期的な連絡会の開催や、区市町村職員の短期派遣研修の受け入れ等を通じ、相互理解と専門性向上のための多様な取り組みが行われている。区市町村側から(子供家庭支援センターアンケート結果)も、事案送致の際の十分な協議や連携について概ね良好な評価が寄せられており、連携体制の強化が着実に進んでいる点が評価されている。

・連携の機会が増えている一方で、「東京ルール」の解釈やケースの見立てにおいて児相と区市町村との間で認識のズレが生じやすく、事案送致の際に「役割の押し付け合い」や摩擦を感じるという課題が現場から挙がっている。また、区市町村からは、児相へ送致したケースのその後の経過や方針変更に関する情報共有が少ないという指摘や、一時保護解除時に地域の意見を踏まえた十分な協議がなされないまま家庭復帰しているケースがあるとの厳しい声も寄せられている。

・東京ルールが適切に運用されている一方で、役割の押し付け合いに発展するケースも見られる中では、子どもを中心にした柔軟な解決方法ができるよう、継続的な協議と情報共有により相互理解を深めようとする姿勢が一層求められる。特に地域へ移行するケースでは、伴走支援が好ましい事案も少なくはないため、区市町村と調整をしながら連携ができると良い。今年度より、子供家庭支援センターのサテライトオフィス(連携拠点事業)の活用を始めたことから、職員間の交流機会が増えており、さらなる連携強化に期待したい。現在、サテライトオフィスの面接室が空き状況に関わらず2部屋しか利用できない状況となっているため、区市町村と調整を行い、柔軟な対応ができるよう期待する。

・担当職員や地域によって対応の質や温度差にばらつきが見られるため、組織対組織としての信頼関係を構築し、相互の役割分担をさらに明確にしながら円滑な情報共有と協働体制を徹底することが課題と考える。都が区市町村に児童相談所の業務を理解してもらう努力は研修の機会はもちろん、日々の現場での弛まぬ積み重ねを続けることと考える。これは、市町村側も同様で市町村行政について児童相談所側に理解してもらう努力は各市町村の責任であることを伝えることも必要である。

・児童福祉審議会において、法的対応の意見聴取のみならず、複雑困難ケースにおける効果的な相談援助活動につなげることができるよう、多くの職員が経験値向上のために関与できるよう、都の運用等(開催時間等)の見直しを検討されたい。

外部評価 総評

【職員】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	各ブロック5～6人と少人数制を取ったことで、ブロックごとの連帯感が強まり、職員一人一人の高い志と熱意も加味され児童相談所の機能が効果的に維持される取組みがなされているといえる。職員同士がコミュニケーションをとり、相談がしやすい環境がつけられている。	児童相談所業務の経験年数が少ない若手職員が多く、人材育成をしながら業務に取り組まれている。そのため、一部の中堅層の人に業務過多が生じていることも懸念されるため、注意が必要である。
II	児童福祉司と児童心理司の早期からの協働体制が築かれ、意見表明等支援員の力も借りて、子どもの自己決定を支援している。児童心理司が児童福祉司に対してもCAREプログラムの講座を開放し、専門的トレーニングを所内で率先して対応している。	経験年数の浅い若手職員が多いため、子どもの内面に寄り添った専門的な面接スキルや意見聴取技術のさらなる向上が課題である。
III	警察や関係機関との連携も図られており、多忙な中でも職員間の協力と進行管理の徹底により、子どもの生命を最優先とした迅速な対応が維持されている点が高く評価できる。	圧倒的な業務量と人員不足により、ケース対応の質にばらつきが生じている。特に若手職員が多い。ケース対応、調査技術、アセスメント等の業務標準化による質の底上げが急務である。
IV	フォostタリング機関と協働し、里親の新規開拓に取組み、里親サロンの開催など家庭養護の推進に積極的に努めている。社会的養護が必要な児童について、必要な支援がなされており、評価できる。	兄弟ケースでは同じ施設に措置がされない事態も生じているが、やむを得ず兄弟分離になったとしても、頻回に面談ができるような支援体制が不可欠であり、里親や施設等と連携して子どもらの福祉に適う最善の取組みを期待したい。
V	在宅指導中の保護者からは職員の姿勢への感謝の声が多く寄せられている。一人では解決困難な悩みに寄り添い、相談を通じて親子関係が良い方向へ進んだことや、事態を前向きに捉えるためのサポートが大きな支えとなっていることがうかがえる。	保護者の心情に寄り添ったきめ細やかなフォローには課題も見られ、保護者の不安定な心情を支えるための丁寧なコミュニケーションが求められている。
VI	各ブロックのチーフが区市町村の会議へ参加したり、区市町村の虐待対応コーディネーター等を援助方針会議に受け入れたりするなど、サテライトオフィス（連携拠点事業）の積極的な活用を通じ区市町村の子ども家庭支援センターと顔の見える関係づくりが進んでいる。	市区町村との子どもを中心にした柔軟な解決方法ができるよう、継続的な協議と情報共有により相互理解を深めようとする姿勢が一層求められる。特に地域へ移行するケースでは、伴走支援が好ましい事案も少なくはないため、市区町村と調整をしながら連携ができると良い。

【児童相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	新任職員に対しては、年に3回、育成会議を開催し、職員の成長や課題、抱えている不安等を共有している。さらに、フレックス制は、児童福祉司及び児童心理司が約10名程度利用し、子育てをしながら働く環境を整えている。	業務量が圧倒的であり、中堅層が不在である中、職員にとって業務に対する負担感、圧迫感が少なからずある状況なので、適切な業務体制を構築し、職員が働きやすい職場環境づくりの取組みは喫急の課題である。
II	当課全体で子どもの権利擁護を重視する姿勢が定着している。子どもの年齢や理解度に合わせて「子どもの権利ノート」等のツール、あるいは個々の職員による手作りの心理教育のツールを使用して、分かりやすい説明を行う取組みがなされている。	経験年数の浅い若手職員が多いため、子どもの内面に寄り添った専門的な面接スキルや意見聴取技術のさらなる向上が課題であることに加え、子どもが意見表明しやすい環境・ツールを作成することが望まれる。
III	通告受理から援助方針決定に至るプロセスにおいて、虐待通告時には速やかに緊急受理会議を開催し、48時間以内の直接現認を目指すとともに、未現認の場合も安全確認会議を通じて漏れのない対応が図られている。組織全体でリスクを評価し方針を決定するシステムが確立している。	在宅指導ケースでは、具体的な支援目標が不明確なまま長期化しやすい懸念が現場から挙げられている。さらに、区市町村との連携において、役割分担の認識のズレや事案送致時の摩擦を乗り越え、相互理解を深めながら円滑な協働体制を築くことが急務である。
IV	「社会的養護児の進行管理」が定着しており、施設措置児童に対し定期的な進行管理会議を開催し、自立支援計画に反映する組織的な取組みが行われている。家庭復帰進行管理会議においては保護者に不当な制限がないように意識がされており評価できる。	担当児童福祉司の短期間での異動や役割変更により、施設や里親との連携、子どもとの関係がリセットされてしまい、継続的な支援の妨げになっている。18歳以降の自立生活援助等においては、一時的な居場所確保に留まらないよう、実質的で積極的な支援体制の構築が課題である。
V	保護者への支援強化では、親担当児童心理司による保護者アシスト面接を導入し、保護者自身の生育歴の振り返りや心情整理などの各種プログラムを実施することで、効果的な保護者支援を実現できている。	保護者の心情に寄り添ったきめ細やかなフォローには課題も見られる。その背景には職員が多忙であることに加え、連絡手段が電話に限られていることによる「相談のしづらさ」があり、子ども・保護者の声に耳を傾けられる、相談しやすい環境づくりが更なる課題である。
VI	島しょ部を含めた定期的な連絡会の開催や、区市町村職員の短期派遣研修の受け入れ等を通じ、相互理解と専門性向上を図っている。区市町村側からも、事案送致の際の十分な協議や連携について概ね良好な評価が寄せられており、連携体制の強化が着実に進んでいる。	連携の機会が増えている一方で、児相と区市町村との間で認識のズレが生じやすく、送致の際に「役割の押し付け合い」や摩擦を感じるといった課題が現場から挙がっている。児相に送致したケースのその後の経過や方針変更に関する情報共有、一時保護解除時に地域の意見を踏まえた十分な協議を行う必要がある。

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	職員同士が互いに助け合い、一人で悩みを抱え込まずに安心・安全にケース対応を行える風土が醸成されている点が高く評価できる。一方、手厚い会議システムは、時として迅速かつ効率的な判断と相反する側面もあり、圧倒的な業務量に対して現場の自己犠牲で成り立っている状況が見受けられる。	国の配置基準を満たすことに加え、首都東京という多様で特殊な都市としての特性に見合った、こども家庭福祉の向上を実現できる職員配置基準を設けるべきである。この点、管理職を含む職員の犠牲の元に児童福祉行政が成り立っている現状を東京都の政策課題として捉え、早急かつ中長期的視点での改善への取組みを望む。
II	東京都児童相談所は長い歴史の中で、さまざまな事件や失敗、困難を乗り越えており、そこから紡いだマニュアルや国の指針の順守徹底は高く評価できる。	援助方針会議に関する資料の様式については、より一層、子どもの意向の把握を中心に作成されるよう、都においては、児相及び職員が利用しやすいように定型の様式についても子どもの権利擁護を意識したものに作り替えられたい。
III	虐待ケースのみならず、各種相談への対応について、背景に親子関係の悪循環を見立て、家庭や地域に対する相談・援助を実施している。特に一時保護ケースでは28条申立に至ったケースでは長期化するものもあるが、それ以外の多くのケースが保護期間が3か月以内と、速やかなケース進行がなされている。	現状のアセスメントについては、リスクアセスメントが中心となっており、家族の持つストレスやレジリエンスを含めた家族全体の強みを見出し、強化する視点をアセスメントに取り入れられたい。
IV	令和7年度より、フォスタリング機関が入り連携してケース移行をしている途上にあり、引き続き協同しながら家庭養護推進に向けて連携強化をしていくことを期待する。	子ども一人一人に合った施設を選択する余地がない状況であり、都においては施設の拡充等の取組みを検討されたい。措置先がきまらないために、一時保護が長期化するケースもみられたり、乳児院満床により乳児が病院に一時保護委託される常態化の解消が期待される。
V	保護者への支援強化では、親担当児童心理司による保護者アシスト面接を導入し、保護者自身の生育歴の振り返りや心情整理などの各種プログラムを実施することで、効果的な保護者支援を実現できている。（再掲）	保護者支援として、児童心理司による保護者アシスト面接の導入の工夫については、取組みの実績を蓄積して、将来的に全国に広めていければ望ましい。
VI	今年度より、子ども家庭支援センターのサテライトオフィス（連携拠点事業）の活用を始めたことから、職員間の交流機会が増えており、さらなる連携強化に期待したい。現在、サテライトオフィスの面接室が空き状況に関わらず2部屋しか利用できない状況となっているため、市区町村と調整を行い、柔軟な対応ができるよう期待する。	担当職員や地域によって対応の質や温度差にばらつきが見られるため、組織対組織としての信頼関係を構築し、相互の役割分担をさらに明確にしながら円滑な情報共有と協働体制を徹底することが課題である。都が区市町村に児童相談所の業務を理解してもらう努力は研修の機会はもとより、日々の現場での弛まぬ積み重ねを続けることが期待される。